

第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第6条）とされ、また登録意匠の範囲を定める際にも、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第24条）とされているからである。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。

また、願書に添付した図面等に参考図として表された図については、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている場合には、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは考慮しない。

（1）意匠に係る物品

当該意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

なお、意匠法施行規則別表第一（以下「別表第一」という。）の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品についてされた意匠登録出願の場合には、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されたその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明に基づいて用途及び機能を認定する。（意匠法施行規則様式第2備考39）

（2）意匠に係る物品の、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（注）

当該意匠に係る物品の形態を認定する。

（注）

第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」、第7部第2章「組物の意匠」72.1.1.3「組物全体として統一があること」及び72.1.1.3.1「組物全体として統一があると認められるものの類型」を除き、以下「形態」という。